

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（金山沢）
事業の規模	溪間工 整備計画量 0.15ha	実施場所	秩父郡皆野町大字金沢地内
計画期間	平成30年度～令和元年度	段階	設計段階
事業の概要： 当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件であり、溪岸侵食等により土砂が生産され、流出するおそれがある。 工事箇所の下流には集落があるため、流出土砂により被災することの無いよう、治山ダムを設置する。			

※別表－1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

事業の実施にあたり説明会を開催し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性について説明した。
また、沈砂池を設置するなど水質汚濁防止に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（金山沢）
-----	-------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		✓	✓
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		－	－

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		✓	
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		—	—
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		—	—
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		—	—
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		✓	✓
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
						14	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（向ノ沢）
事業の規模	0.80ha 高エネルギー吸収柵 40.0m	実施場所	秩父市大滝地内
計画期間	平成29年度	段階	施工段階
事業の概要： 当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件から、落石が発生する危険性がある。 工事箇所下部には、林道0.2kmがあり、落石から保全対象を保護するため、落石緩衝柵を設置する。			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 金網の落石防止柵工を採用し、周囲の景観になじむよう努めた。 また、現地の地形や植生への影響を最小限とするよう努めた。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（向ノ沢）
-----	-------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		－	－
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		－	－
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		－	－
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		－	－

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	✓
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		－	－
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		－	－
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		－	－

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		—	—
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		—	—
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	—
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		—	—

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	
			実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
				8	7		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（三ツ山）
事業の規模	溪間工 整備計画量 1.30ha	実施場所	秩父市上吉田地内
計画期間	平成30年度	段階	計画段階
<p>事業の概要：</p> <p>当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件であり、溪岸侵食等により土砂が生産され、流出するおそれがある。</p> <p>工事箇所の下流には林道があるため、流出土砂により被災することの無いよう、治山ダムを設置する。</p>			

※別表－1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項 希少野生生物の生息・生育状況の把握に努める。</p>

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（三ツ山）
-----	-------------

基本方向 1	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現						
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。						
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。						
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		

基本方向 2	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保						
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。						
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○	✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	✓	
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		—	—
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○			
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○			
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○			

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
					実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
						4	3

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（三ツ山）
事業の規模	溪間工 整備計画量 1.30ha	実施場所	秩父市上吉田地内
計画期間	平成30年度	段階	設計段階
<p>事業の概要：</p> <p>当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件であり、溪岸侵食等により土砂が生産され、流出するおそれがある。</p> <p>工事箇所の下流には林道があるため、流出土砂により被災することの無いよう、治山ダムを設置する。</p>			

※別表－1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <p>治山ダムの施工にあたり木製型枠を採用し、周辺環境に配慮した。</p>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（三ツ山）
-----	-------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		✓	✓
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		－	－

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		✓	
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		✓	✓

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		—	—
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		—	—
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		—	—
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		✓	✓
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
						14	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（平溝）
事業の規模	施工面積 0.17ha	実施場所	秩父市浦山地内
計画期間	平成27年度～平成29年度	段階	施工段階
<p>事業の概要： 急峻な地形や風化の進んだ地質等の自然条件から、山腹崩壊の恐れがあるため、予防対策としての山腹基礎工及び山腹緑化工を実施することにより、斜面の安定、表面浸食の防止及び植生の導入を図る。</p>			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ダム上流部のため、透水性があり景観にもなじむ大型かご枠を設計し、環境に配慮するとともに、下流のダムへの土砂流出を防止した。
- ・丸太筋工などの木製構造物は県産材とし、再生可能な自然素材を活用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（平溝）
-----	------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		－	－
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		－	－
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		－	－
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		－	－

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	✓
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		－	－
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		－	－

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		✓	✓
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	—
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
						12	12

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	緊急予防治山事業（矢那瀬）
事業の規模	ロープ伏工（1232m ² ） ロープ掛工（457m） 落石防護工（228m）	実施場所	秩父郡長瀬町大字矢那瀬地内
計画期間	平成27年度～平成30年度	段階	施工段階
事業の概要： ・ロープ伏工、ロープ掛工の施工により、個々の浮石・転石を固定し保全対象への被害を防ぐ。 ・落石防止柵の施工により、落石群を全体的に抑止又は減殺する。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・事業区間は、山腹斜面上中部においてコナラ、ケヤキなどの広葉樹が、斜面下部においてスギなどの針葉樹がみられるなど、多様な植生が広がっている。また、斜面上方にはクラックの多い不安定化した岩塊があり、転石が樹木に引っかかっている状況も見受けられる。
 山腹斜面の直下には住宅地が密集しているため、現地の地形に合わせて配置できる落石防止柵を施工し、樹木の伐採を最小限に抑え、周囲の景観になじむよう努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	緊急予防治山事業（矢那瀬）
-----	---------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		－	－
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		－	－
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		－	－
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		－	－

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	✓
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		－	－
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		－	－

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		—	—
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	—
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		—	—

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
						10	10

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター林業部

事業の種類	2 道路の整備	事業名	広河原逆川線森林管理道改良事業
事業の規模	2級林道 1車線 500m	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	平成29年度～平成33年度	段階	施工段階
事業の概要： 飯能市から秩父市へ抜ける森林管理道広河原逆川線の改良を実施した。			

※別表－1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

<p>特に配慮した事項</p> <p>橋の改築工事であったが、コンクリート廃材について適切に処分を行った。また、廻排水を行い、沢の水を濁さないよう配慮した。</p>
<p>配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項</p>

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	広河原逆川線森林管理道改良事業
-----	-----------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		✓	✓
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		—	
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		✓	✓

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		—	
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		—	

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		—	
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		—	
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		—	
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		—	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		82%				11	9

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 川越農林振興センター林業部

事業の種類	2 道路の整備	事業名	大名栗線森林管理道改良事業
事業の規模	2級林道 1車線 68m	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	平成29年度～平成33年度	段階	施工段階
事業の概要： 飯能市南西部の東京都との境にあり、林道広河原逆川線に連絡する森林管理道大名栗線の改良を実施した。			

※別表－1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

法面保護工事であったが、法面緑化にあたり在来植物も採用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	大名栗線森林管理道改良事業
-----	---------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		✓	✓
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		—	
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		—	
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		✓	✓

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	✓
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		✓	
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		✓	

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		✓	✓
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		—	
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		—	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		79%				14	11

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター林業部

事業の種類	2 道路の整備	事業名	大名栗線森林管理道舗装事業
事業の規模	2級林道 1車線 3000m	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	平成29年度～平成33年度	段階	施工段階
事業の概要： 飯能市南西部の東京都との境にあり、林道広河原逆川線に連絡する大名栗線の舗装を行った。 H30は登山道が横断している区間であった。			

※別表－1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

施工前に希少植物の有無について調査を実施した。また、法留には木柵工を施工し県産材を使用した。残土については現場内処理とし、待避所等として使えるよう敷き均しを行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	大名栗線森林管理道舗装事業
-----	---------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		—	
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		✓	✓
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		—	

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	✓
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		✓	
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		—	
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		—	

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		—	
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		—	
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		—	
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		82%				11	9

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。